

十返舎一九作『金草鞋』「第十四編 四国偏路」について

——『四国偏礼道指南増補大成』との関連を中心に——

神楽岡 幼子

十返舎一九作の草双紙『金草鞋』は文化十（一八一三）年から一九没後の天保五（一八三四）年にいたるまで、二十年余りに渡って出版され続けた人気のシリーズであった。その十四編に四国遍路が取り上げられ、文政四（一八二一）年に刊行されている。本作は四国遍路の資料として、すでに『四国遍路のあゆみ』（平成十二年度遍路文化の学術整理報告書、愛媛県生涯学習センター、平成十三年三月）においても取り上げられ、その資料的価値について検討が加えられている。ところで、本作を十返舎一九の戯作として考えたとき、一九の創作方法として先行資料の利用が常套の手段であることを思うと、本作の場合においても先行資料との関係を検討しておく必要がある。これまでにも『金草鞋』の典拠については、小林寛子氏によって、西国道中の海路を扱った四編、およびその陸路を扱った二十五編に『筑紫紀行』（菱屋平七著、文化三年八月刊）⁽¹⁾ の利用が見られるなどの指摘がある。また、丹和浩氏は『金草鞋』十三編「善光寺より草津之記」と、同じく一九作の往来物『上州草津温泉往来』（文政六年刊）との類似を指摘され、両作が同素材を利用したものと想定されている。では、『金草鞋』十四編で扱った四国遍路についての情報源は何であるのか。『金草鞋』十四編「緒詞」に「予先年予州道後の湯におもむきし時さいはる所用ありて土佐の高知にいたりそれより阿波の徳島に出紀州にわたり大坂に帰りしことありしに其時大師の靈場道路の最寄よきには参詣して今にこれを想像せり」とあるように、四国も旅好きの一九の知らない場所ではなかつた。また、十四編巻末には

「見覚たる仮をしるせり」とも記す。しかし、一九自身の旅の記憶により本作が執筆されたわけではないだろう。「緒詞」には「予悉く巡行せざれば違格することもあるべし」とも記されており、一九が八十八カ所の札所をまわつたことはなかったようである。仮に一九に全札所をまわつた経験があろうとも、戯作の執筆にあたり、適当な材料となる資料を収集することは、当然のことであろう。例えば、十一編の「秩父札打記」では「道中順逆により。詣人の都合よきを。前板の道中記に考合せ。または順礼せし人によりて聞書き合せたれば。行程の里数。順逆の次第は少も違ふことなし。又靈場はそこの地の縮図を得て模写し。これに旅人の滑稽を附会して十一編となす事しかり」（十一編・序）とあり、道中記や靈場の縮図などを資料として収集し、また、順礼の経験者に取材を行つたという。では、十四編を執筆するにあたり、一九にとってどのような資料が適当な材料となるのであろうか。それを知るために、まず、『金草鞋』の執筆意図を確認しておこう。

文政三年正月刊行の一九作の草双紙『滑稽旅賀羅寿』「附言」には「此さうしには道中里すう。その外めいしよこせきなどはのせず。行程のあらましはまへの図にくはしく。たゞその旅行のうちにめづらしき事。見聞のまゝにそれをあらはすのみなれば。予がさきにあらはしたる金のわらじとはことかはりて。旅行する人のためにするにはあらず。又滑稽にもあらずして。その実事のめづらしき事おもしろき事おかしき事をありのまゝにしてるものなり」とある。ここから『金草鞋』の意図も知れるだろう。すなわち、「道中里す

う その外めいしよこせきなど」を載せ、「行程のあらまし」を記した「旅行する人のため」のもので、「滑稽」を意識した作ということになろう。『金草鞋』については、丹氏も「道中の地名・宿名・名所旧跡及び里程、各地の名物と折々に詠まれる狂歌に、この他愛のない滑稽を加えたものが本書である」とまとめられている。⁽³⁾また、中山尚夫氏は「滑稽な物語というよりもむしろ道中案内記的であるといえる。合巻形式であるから、各丁に各地の名所・風俗等を挿絵で描き、主人公の詠んだ狂歌をはさむという趣向である」とい⁽⁴⁾い、また、「実用的要素をもつ道中案内記的なもの」とされている。⁽⁵⁾一九自身も『金草鞋』において「順道をみちびき 名所古跡に狂詠を加え 滑稽の詞を一時の興にそなゆる」(五編・序)と記していた。このように、『金草鞋』は道中案内が主要な目的であり、そこに狂歌や滑稽をえたものとまとめることができるよう。

さて、それでは一九が四国遍路を扱うにあたり、その道中案内を記すのに参考となる有効な情報源にどのようなものがあるかというと、あまり適當なものはないなかつたらしい。『金草鞋』十二編巻末には、本来十三編として出版が予定されていた「四国偏路」の広告が載るが、ここに「四国の道中はいづれの道中記にもくはしからず これゆへ大師の御旧跡になぞらへてはしくし 御ゑいかゑんぎをもかきのする」と記されている。すなわち、参考にすべき詳しい道中記が見あたらないのである。そこで、一九は「大師の御旧跡になぞらへてはしくし 御ゑいかゑんぎをもかきのする」という方法をとることにしたという。「なぞらへる」がどのような作業を指すのかが問題となるが、実は「大師の御旧跡」を詳しく記した資料がある。『四国遍路道指南』がそれである。『四国遍路道指南』は貞享四年に初版が出るが、その後、多くの再版本や異板本が出版されている。その序文に「九々にあまる寺号 村つゞき 道の遠近 いちじるしく一巻の珠(たから)となりぬこれを梓にことぶきして あまねく扶桑(ひのもと)にほどこさんとせられし」とあるように、本書は大師の旧跡について寺号やその行程などを記した

ものである。ただ、一九の直接の典拠は『四国遍路道指南』ではなく、増補改訂版の『四国偏礼道指南増補大成』であると思われる。この増補改訂版は明和四(一七六七)年に出版されたが、『金草鞋』十四編が出版された文政四年の六年以前の文化十二(一八一五)年の版も知られている。一九はこれによつて「四国偏路」を書き上げたようである。なお、四国遍路に関する道中記や案内書、地誌などについては『愛媛県史』に詳しい。⁽⁶⁾

では、以下に『四国偏礼道指南増補大成』と『金草鞋』を比較検討し、上記の指摘の是非について確認していきたい。まず、『金草鞋』の本文に入る以前、「緒詞」のところから『四国偏礼道指南増補大成』の利用が見られる。【資料①】は『四国偏礼道指南増補大成』、【資料②】は『金草鞋』十四編「緒詞」の最後の部分である。

【資料①】

○遍路人 渡海男壺人女壺人のくみ合はならず 男女ともに壺人はならず

○宗旨手形は証明の人あれば 西高津自性院より出ル

四国辺路道指南増補大成 全

一 摂州大坂より阿波徳島渡海之時

切手支配 中之島 阿波屋勘左衛門

福島 松高屋孫右衛門

同 下改人 長ほり南かわ四つばし少シ東平右衛門町

印 ◇ 油屋善左衛門

右油や方ニ而切手寺請船ともうちあき申候 相尋へし 海上三十八

里 船ちん四匁

一 讀州丸龜へ渡海之義も右の方より支配仕候 海上五十里 舟ちん四

里 船ちん四匁

【資料②】

一 遍路の人 渡海男一人女一人の同行はならず 男女ともに一人はならず

宗旨手形は証明の人あれば 大坂西高津自性院より出るなり

一 摂州大坂より阿波徳島渡海

切手支配 中之島 阿波屋勘左衛門

ふくしま 松高屋孫右衛門

長堀四つはし平右衛門町

同 下役 ◇ 印有 油屋善左衛門

右あぶらやかたにて切手寺請とも相たのみ給ふべし 海上三十八里舟

ちん老人前四匁つゝなり

一 讃州丸亀へ渡海のことも此所にて自由なり 海上これより五十里舟

賃右同断なり

（『金草鞋』2ウ）

おどりはね念佛申たうぢやうじ ひやうしをそろへかねを打なり

是より道場寺迄一里半。なか川村 川有。しほや村。丸亀城下。とき川

より西は丸亀 ひがしは高松領過て 海辺。鵜足（うたつ）町

七十八番 道場寺鵜足郡 江照寺と云 本尊阿弥陀座像 御長一尺八寸

大師御作

の水 石仏の薬師 大師の御作也 阿野郡北西庄村

七十九番 崇徳天皇寺は妙成就寺金山摩尼珠院と云 大師御開基 本堂十一面觀音立像 御長二尺三寸也 崇徳天皇崩御あそばされし時金棺
しばらくこゝにおき奉りしより 爰に御廟を立といへり 別に鎮守あり
しやうらくのうき世の中をたづぬべし 天皇さへもさすらへぞある

そこで、次に本文の比較を行いたい。一九は「緒詞」に「先大坂より舟わたりするに 阿州徳島に着て第一番靈山寺より札打そむるは順道なれども

讃州丸亀より宇多津道場寺を打初とする人多し 東国より偏路の人みな丸龜にいたるゆへ 此草紙も其おもむきを著すものなり」と記し、東国の読者を想定して、丸亀を出発点に書き始めるという。『四国偏礼道指南増補大成』でも「讃州丸亀城下へわたる時は宇足津道場寺より札はじめよし」と記され

ており、丸亀から出発するというパターンも現実に見られる選択肢であった。なお、『金草鞋』「緒詞」に記される札はじめについての解説も『四国偏礼道指南増補大成』と類似した書きようになっている。

次にあげる【資料③】は『四国偏礼道指南増補大成』、【資料④】は『金草鞋』である。『四国偏礼道指南増補大成』では順道に第一番靈山寺から解説が始まるので、「七十八番道成寺」は一冊の終わり近くに載る記事となるが、丸亀から遍路を始める『金草鞋』は最初の場面である。【資料⑤】には比較のために、『四国遍路道指南』を挙げた。

【資料③】

是より道場寺迄一里半。なか川村 川有。しほや村。丸亀城下。とき川

より西は丸亀 ひがしは高松領過て 海辺。鵜足（うたつ）町

七十八番 道場寺鵜足郡 江照寺と云 本尊阿弥陀座像 御長一尺八寸

大師御作

の水 石仏の薬師 大師の御作也 阿野郡北西庄村

七十九番 崇徳天皇寺は妙成就寺金山摩尼珠院と云 大師御開基 本堂十一面觀音立像 御長二尺三寸也 崇徳天皇崩御あそばされし時金棺
しばらくこゝにおき奉りしより 爰に御廟を立といへり 別に鎮守あり
しやうらくのうき世の中をたづぬべし 天皇さへもさすらへぞある

（『四国偏礼道指南増補大成』46ウ～47ウ）

【資料④】

○へんろの人まるがめにて きつてをもらひてやどをたち出 ときは川
といふをすぎてゆく このところはにしはまるかめの御りやうぶん ひ
がしさたかまつの御りやうぶんなり それよりうみばたをはるかにゆき
て うだつのまちにいたりける

○第七十八ばん うだつのたうじやうじ 本ぞんあみだによらい 大し
の御さくなり 御ゑいかは「おどりはねねんぶつ申だうじやうじ ひや
うしをそろへかねをうつなり

○これよりしゆとくてんわんじへゆく道 さかいで村 やそはの水 い
しぶとけのやくしをすぎて あのごほり西庄むらなり

○七十九ばん しゆとくてんわうし きんくはさん まにしゆいんとい
ふ 大しのかいき 十一めんくはんをん しゆとくてんわうほうぎよの
とき 御ひつぎおきたるところなりといふ 御ゑいか「しやうらくのう
きよの中をたづぬべし てんわうさへもさすらへぞある

〔金草鞋〕3ウ)

【資料⑤】

是より道場寺迄一里半。○なかづ村 石仏の地蔵堂有 次川有。○塩屋

村。ひだりの方にて神のみや ○丸亀城下 町中に橋有 左はみなど、

調物自由 とき川より西丸亀領 東は高松領 すぎて少海辺。

七十八番 道成寺 少山上 堂ひがしむき 鵜足郡宇足津村 本尊阿弥

陀 座一尺八寸 御作 ひやうしをそろえかねを打也

おどりはね念仏申道場寺 ひやうしをそろえかねを打也

これよりしゆとく天皇迄一里半。○うたつ町。○さかるで村。塩釜あり。

なみ松 野沢の水靈水。五丁山上に医王善逝石仏 大師の御作 この尊

を木壇にあんぢし奉れば野沢の水湧出ず よて石座におき奉るよし

七十九番 崇徳天皇。山地 堂南向 阿野郡北西庄村 本尊十一面 立

二尺三寸 作者不知 じやうらくのうきよの中を尋ねべし 天皇さへもさすらへぞ有

〔四国遍路道指南〕

【資料⑥】

一番 靈山寺 阿州板野郡竺和山（ぢくわさん）一乘院と号す 此寺弘
法大師 祚迦大日弥陀の三尊を作り 三堂別にたて給ひ 就中祚迦を本
尊とし 天竺の靈山を和國に移せしにより竺和山靈山寺といふ 鳴戸見
物の人は爰にてたづねらるべし 五里。三丁北に大麻彦大明神伴社中宮
西宮あり かならず参詣すべし

座長二尺

靈山の祚迦のみまへにめぐりきて よろづのつみもきへうせにけり

〔四国偏礼道指南増補大成〕1ウ2オ)

【資料⑦】

○第一ばん あしう ちくわ山 いちぢやういん りやうせんじ しゃ
か大にちみだの三そん 大しのさく てんちくのりやうせんをうつせし
といふ 鳴戸けんふつはこゝにてきくべし 御ゑいか「りやうせんのし

『四国偏礼道指南増補大成』であることが分かるであろう。『四国遍路道指南』

も『四国偏礼道指南増補大成』とともに四国遍路の行程を扱ったものである
から、当然その情報の多くは重なるものの、例えば、七十九番札所について
『金草鞋』に「しゆとくてんわうほうぎよのとき 御ひつきおきたるところ
なりといふ」とある情報は、『四国遍路道指南』には記載がなく、『四国偏礼
道指南増補大成』に「崇徳天皇崩御あそばれし時金棺しばらくなへにおき奉
りし」云々という情報に拠っていると考えられよう。すなわち、『四国偏礼
道指南増補大成』を参考に、情報を取捨選択し、文章として整えたものが
『金草鞋』であった。この調子で七十八番札所から始まった『金草鞋』は八
十八番札所を経て、一番札所に進み、以下、七十七番札所まで順にめぐるこ
となる。

やかのみまへにめぐりきて よろづのつみもきへうせにけり

(『金草鞋』7ウ)

【資料⑧】

壱番 霊山寺 南むき平地、板野郡板東村。本尊釈迦 座像長一尺、大師御作

詠歌 霊山のしやかのみまへにめぐりきて 万のつみもきえうせにけり

(『四国遍路道指南』)

ここでも『金草鞋』が『四国偏礼道指南増補大成』を参考にしていることが確認されよう。『金草鞋』に記された「てんちくのりやうせんをうつせしといふ」という靈山寺の由来について見ると、『四国遍路道指南』には記載

がなく、『四国偏礼道指南増補大成』には「天竺」の靈山を和國に移せしにより竺和山靈山寺といふ」と記されている。また、『金草鞋』に「鳴戸けんふつはこゝにてきくべし」とあるが、弘法大師の旧跡に閑わらない情報であり、

一読すると一九の書き込みであるかのようにも読めるが、実はやはり『四国偏礼道指南増補大成』に「鳴戸見物の人は爰にてたづねらるべし」とあるのに拠っていたのであった。

最後に、『金草鞋』の最後、七十七番札所の書きようを記す。【資料⑨】は『四国偏礼道指南増補大成』、【資料⑩】は『金草鞋』、【資料⑪】は『四国遍路道指南』である。

【資料⑨】

是より道隆寺迄一里。かつら原村。かも村

七十七番 道隆寺桑田山明王院 本尊桑の木の小像なりしを 大師今の大師立像二尺五寸の内へ作りおさめ給ふといへり

ねがひをば仏道隆に入はてゝ ぼだひの月をみまくほしさよ

是より道場寺迄一里半。○なかづ村、石仏の地蔵堂有、次川有。○塩屋村、ひだりの方にて神のみや ○丸亀城下 町中に橋有 左はみなど、

調物自由 とき川より西丸亀領 東は高松領 すぎて少海辺。
(『四国遍路道指南』)

【資料⑩】

是より道隆寺まで一里。○かつら原村○かも村

七十七番 道隆寺 平地、堂は東むき。

本尊薬師 立二尺五寸、大師御作。

詠歌 ねがひをば仏道隆に入はてゝ ぼだひの月をみまくほしさよ

是より道場寺迄一里半。○なかづ村、石仏の地蔵堂有、次川有。○塩屋村、ひだりの方にて神のみや ○丸亀城下 町中に橋有 左はみなど、
調物自由 とき川より西丸亀領 東は高松領 すぎて少海辺。
(『四国遍路道指南』)

(『金草鞋』44ウ)

【資料⑪】

○これよりどうりうじへ一り かつら原 かも村

○七十七番 どうりうじ さうでん山 みやうわういん くはの木のせうぞうを 大し今のやくし一しやく五寸のうちへおさめ給ふ 御ゑいか「ねかひをばぶつどうりうに入はてゝ ぼだひの月を見まくほしさに

○これよりなかづ村 しほやむらをすぎて もとのまるがめ御じやう下にかへる

(『四国偏礼道指南増補大成』46オ46ウ)

より西は丸亀ひがしは高松領過て海辺。鵜足町。

(『四国偏礼道指南増補大成』46オ46ウ)

道指南増補大成』が利用されていることが認められる。一九はそれぞれの札所の説明やそこに至る行程について『四国偏礼道指南増補大成』を参考にしながら、道中案内の草双紙として『金草鞋』を書き上げたのであった。もちろん、『四国偏礼道指南増補大成』一冊があれば、『金草鞋』が完成するわけではない。例えば、一九は十四編「緒詞」において「途中米餅など施行する所あり そのうちさだまりて施行ある所 また報謝宿するところ等巻中にくはしくす」と述べており、実際に本文中で報謝宿や施行についての情報も随所に提示されている。これらの情報が何によるのか、現在のところ確認できずしている。

なお、文化十一（一八二二）年には、『四国遍路御詠歌道案内』も刊行されている。『四国遍路御詠歌道案内』は御詠歌のみを集めた四国遍路の案内記であるが、『四国偏礼道指南増補大成』にも御詠歌は全て採られており、『金草鞋』を作成する際に『御詠歌道案内』が手元にないと困る一冊ではない。しかし、『四国偏礼道指南増補大成』と同じ書林、大坂の佐々井治郎右衛門から出版されており、一九、あるいは、『金草鞋』の書肆の森屋治兵衛が、これらの資料を取り揃えていたことも想像されよう。『四国偏礼道指南増補大成』付載の佐々井の広告には『四国遍路御詠歌道案内』の広告とともに、「四国偏礼細見大の図折本 一冊 同 小の図折本 一冊 御城下国境名所旧跡くはしく絵図にあらはし候 御もとめ可被下候」ともあり、佐々井からは四国の細見も出版されたらしい。また、文化四年には『四国偏礼絵図』も佐々井から出版されている。これらの絵図は未見であるが、『金草鞋』との関連について検討を要する資料であろう。草双紙として挿絵のおもしろさも『金草鞋』の魅力であり、佐々井によるそれらの絵図、あるいは、そのほかの絵画資料の利用も調査しなければならない課題であろう。さらには、一九作品における咄本の利用についてもこれまでに種々指摘がある。『金草鞋』においても咄本の利用は考えられることであり、合わせて、今後の課題としたい。

一九は十五編の序文で「去年四国偏礼の巻を著し。祥るに行れしとて。今年もまた大師の八十八カ所。偏礼の道順 書房の需に任せしるす。」とあり、十四編の好評を言う。『金草鞋』において一九は当時の読者が欲していた道中案内の情報や名所旧跡の風俗を描き、趣向を凝らした狂歌を添え、滑稽を尽くした。また、草双紙という絵本として挿絵の持つ面白さもあるう。『金草鞋』好評の理由はこれらの構成要素のそれぞれについて、その効果を検討しなければならないだろう。今回は道中記としての道中案内に関する情報の典拠を指摘したが、無味乾燥な遍路の行程を記録しただけの一冊から、読み物としてのおもしろさを持つ一冊を生み出した一九の戯作者としての力量を評価してよいのではないだろうか。

〔注〕

(1) 「『筑紫紀行』と『続膝栗毛』『金草鞋』」『古典研究』二十一号、ノートルダム清心女子大学国語国文学科、一九九四年四月)。『筑紫紀行』と『金草鞋』の関係については、守屋毅氏「金毘羅信仰と金毘羅参詣をめぐる覚書—民間信仰と庶民の旅を考えるために—」(『愛媛大学教養部紀要』九号、愛媛大学教養部、一九七六年十一月)にも言及がある。

(2) 『方言修行金草鞋』(大空社、一九九九年十月)解説。

(3) (注2)に同じ。

(4) 「『方言修行金草鞋』から『滑稽旅賀羅寿』へ—十返舎一九の作風の変化—」(『文学論藻』七十六号、東洋大学文学部、二〇〇一年三月)。

(5) 「十返舎一九の『膝栗毛もの』」(『文学論藻』七十号、東洋大学文学部、一九九六年三月)

(6) 『愛媛県史 資料編 文学』(愛媛県、一九八二年)、『愛媛県史 文学』(愛媛県、一九八四年)